

府中市立小・中学校

児童・生徒に感染が広がった場合の学校の対応について

新型コロナウイルス感染症は、常に再流行のリスクが存在することが予想されます。そのため、市立学校においては、流行への警戒を継続し、地域における感染者が増加した場合に備えて流行の監視体制を本資料等に基づき強化するとともに、発生した場合は、児童・生徒の対応フローに基づいて対応してまいります。

また、感染者及びその家族等への差別・偏見・誹謗中傷などはあってはならないことであり、これらが生じないよう、学校において十分に注意を払います。さらに、児童・生徒に対し人権尊重の視点に立った指導を行うとともに、感染した児童・生徒に対して十分なサポートを行ってまいります。

学校における対応等について御理解いただくとともに、御協力くださいますようお願いいたします。

1 学校において体調不良者等が発生した場合の対応について

1 登校に当たっての健康状態の把握

学校内で感染源を絶つためには、外からウイルスを持ち込まないことが極めて重要となります。そのために、児童・生徒の健康観察を徹底してください。

なお、児童・生徒本人だけでなく、同居の御家族についても毎日健康状態を確認していただくよう御協力をお願いします。

(1) 発熱等の風邪の症状がある場合には登校しないことの徹底

児童・生徒に発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、自宅で休養することを徹底します。また、同居の御家族に風邪症状が見られる場合も、市内の感染状況等によっては、登校を控えるようお願いいたします。

なお、この場合、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取り、児童・生徒等の指導要録上は、「欠席日数」とせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録します。

(2) 登校時の健康状態の把握

登校時（朝学活等含む。）に児童・生徒等の検温結果及び健康状態を把握します。登校時の健康状態の把握には、「健康観察表」などを活用し、家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童・生徒等については、登校時、教職員が検温及び健康観察等を行います。

なお、発熱等の風邪の症状がみられる場合には、当該児童・生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応を行います。

特に低学年の児童について、安全に帰宅できるよう、保護者の来校まで学校にとどまること

が必要となる場合もありますが、その場合には、他の児童との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮を行います。また、保健室については外傷や心身の不調など様々な要因で児童・生徒等が集まる場所であるため、発熱等の風邪症状のある児童・生徒等が他の児童・生徒等と接することのないように対応します。

(例) 個室を複数準備する、同室内で2メートル以上の距離を確保する、パーテーション等で区切る など

2 児童・生徒が体調不良を訴えた場合の対応

学校内で、発熱等の風邪症状が発生した場合には、次の内容を参考に当該児童・生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します(この場合、指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録します。)

特に低学年の児童について、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまることが必要となるケースもありますが、その場合には、他の児童との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。

- (1) 学校は、養護教諭を中心として、体調不良者の状態を確認し、必要な対応について判断します。
- (2) 感染症が疑われる児童・生徒については別室対応とし、感染拡大防止のため、対応に当たる教職員を限定します。対応に当たる教職員は、自身や当該児童・生徒が正しくマスクを着用しているか確認し、当該児童・生徒と共に手洗いの上、別室へ移動します。
- (3) 体液等に触れる処置が必要な場合は、必要な感染予防策(ゴム手袋やフェイスシールド等)をとって対応します。
- (4) 感染症が疑われる児童・生徒は、速やかに保護者に連絡した上で下校させます。下校方法については保護者と相談します(小学校では原則、保護者の方のお迎えを想定しています。)
- (5) 下校するまで定期的に健康状態を確認します。下校後は、かかりつけ医等、医療機関の受診するよう勧めます。登校の再開については、受診の際にかかりつけ医等に御相談ください。

※ 家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

- (6) 当該児童・生徒の下校後は、当該児童・生徒が学校内で手を触れたと思われる箇所を消毒するとともに、教室等の換気を十分に行います。

3 学校内におけるごみの分別の徹底

- (1) 咳エチケットで出たごみ(鼻をかんだティッシュ等)を捨てる専用のごみ箱を用意するなど、ごみを分別しています。
- (2) ごみ箱にポリ袋をかぶせ、中のごみの量は八分目までとし、中のごみをまとめる時は、中身に直接触れないように静かにしっかりしぼり、燃やすゴミに出すようにしています。ごみ箱の処理をしたあとは、流水と石けんで手を洗うよう指導しています。

学校で児童・生徒や教職員の感染者が確認された場合は、校長は、感染した児童・生徒について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇等により出勤させないようにします。また、児童・生徒や教職員が濃厚接触者と判定された場合にも、同様の措置をとります。

発生した場合は、児童・生徒の対応フローに基づいて対応します。

1 児童・生徒や教職員の感染者が発生した場合

(1) 学校等への連絡

児童・生徒や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人（保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。学校には、本人（保護者）から、感染が判明した旨の連絡を入れるようにしてください。

保健所は、感染者本人（保護者）への行動履歴等のヒアリングを行うほか、発症から2日前まで（濃厚接触者の場合、検体日から2日前まで）に登校していた場合、学校において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行います。その場合、学校は、当該児童・生徒の時間割や座席表、行動の様子、感染症対策等についてまとめ、濃厚接触者の特定に協力します。

(2) 感染者や濃厚接触者等の出席停止

児童・生徒の感染が判明した場合又は児童・生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童・生徒に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ります。

なお、濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間とされています。当該濃厚接触者には保健所から自宅待機の期間について指示されますので、各学校に連絡するようにしてください。

(3) 濃厚接触者の候補者の特定

児童・生徒や教職員の感染が判明した場合、感染者本人への行動履歴等のヒアリングや濃厚接触者等の特定等のための調査は、通常、保健所が行いますが、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域においては、陽性者の増加に伴う保健所業務のひっ迫により濃厚接触者を特定するための調査の実施が遅延する場合や、十分に実施されない場合があります。

その場合、保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者の特定のため、学校は学校内における濃厚接触者の候補者リストを作成し、校内感染を防止するため、学校内における濃厚接触者の候補者に対し、健康観察や登校を控えてもらうことなどの対応をお願いします。

<濃厚接触者の候補の考え方>

学校内の濃厚接触者の候補の範囲は、感染者の感染可能期間（発症2日前（無症状の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下のいずれかに該当する児童・生徒等及び教職員とする。

- 1 感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者
- 2 適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- 3 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある。）
- 4 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※）で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

※ 必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

文部科学省「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（第1版）」より

(4) 学校内の消毒

感染者が学校内で発生した場合の消毒について、以下に留意して実施します。

- ① 児童・生徒や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒するようにします。
- ② 物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24時間～72時間くらいと言われていることから、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置をとります。

2 学校で感染者が発生した場合の臨時休業等について

児童・生徒や教職員の感染が確認された場合、市教育委員会は、保健所による濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間（全体としておおむね数日～1週間程度）で臨時休業等を実施する場合があります（濃厚接触者の特定に時間を要しない場合や、濃厚接触者がいない場合など、臨時休業の必要がない場合は実施しません。）。

また、市教育委員会は、保健所の調査等により学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合（小規模感染発生の場合等）、学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、次のとおり学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業等を実施します。

＜学級閉鎖＞

- 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。
 - ① 同一の学級において複数の児童・生徒等の感染が判明した場合
 - ② 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③ 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
 - ④ その他、市教育委員会で必要と判断した場合
- ※ ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。
- 学級閉鎖の期間としては、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童・生徒等への影響等を踏まえて判断します。

＜学年閉鎖＞

- 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施します。

＜学校全体の臨時休業＞

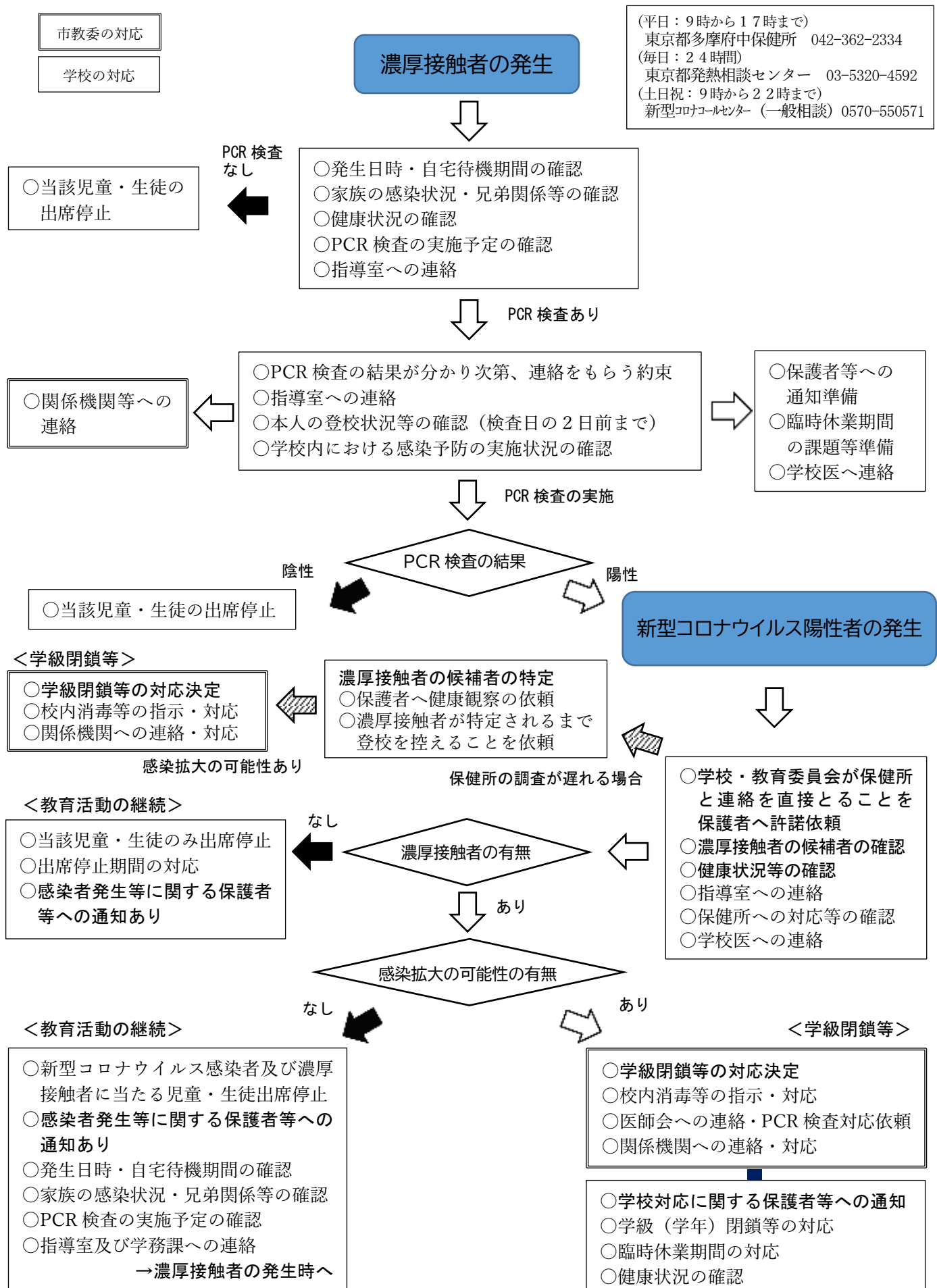
- 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施します。

3 感染者が発生していない学校の臨時休業について

臨時休業を実施するのは当該学校においてのみで、他の学校の教育活動を妨げるものではありません。しかしながら、都内や市内の感染状況が悪化、感染経路不明の感染者が多数発生し、社会経済活動を一律に自粛する場合があります。このような局面では、感染者が出ていない学校であっても臨時休業を行う場合があります。

※ 本資料の内容について、今後、国や都の要請等により変更する場合があります。

(資料) 児童・生徒の新型コロナウイルス感染者等発生時における対応フロー



※ 本フローは現時点のものであり、状況等により、今後、変更する場合があります。
 ※ 教職員において感染者等が発生した場合、本フローに準じて対応します。